

背景•概要

~令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました~

別紙1

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の絶 対数は少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況です。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、 介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援。

·新設·增設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告等 の経費を支援

補助対象事業者

- ・障害者支援施設 ・グループホーム
- ※新設・増設初年度に限る。
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を 負った者を受け入れていること 等

補助内容

新設・増設の際に必要となる初年度 経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- 介護器具等の導入に係る経費
- 求人情報の発信等に係る経費
- 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち 自動車事故被害者の割合 が8%以上の場合は 100%)

上限額

1.500万円



本体工事費等

基準額

(α年度賃金の総額)

α+1年度

対前年比での賃金改善、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- 障害者支援施設 ・グループホーム
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を 負った者を受け入れていること 等

補助内容

自動車事故被害者受入に必要となる経費

α年度

- 介護職員の賃金改善に係る経費
- 介護器具等の導入に係る経費
- 求人情報の発信等に係る経費
- 研修等経費

補助率

1/2(入居者のうち自動車 事故被害者の割合が8% 以上の場合は100%)

上限額

1,000万円

自己負担(事業所)

本補助(国土交通省) 福祉·介護職員処遇改善加算

対α年度比で賃金改善を図った場 合に障害福祉サービス等報酬との 併給調整を図った上で、一定額を

